

秦野市ネーミングライツパートナー募集要項（事業者提案型）

1 募集の趣旨

信頼できる事業者にはネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）になっていただき、より親しまれる施設等にする事を目的とします。事業者の方は、本市が所有する公共施設の中から愛称を付けたい施設（対象外施設を除く。）について、ネーミングライツの実施提案をしてください。

2 募集対象施設

- (1) スポーツ施設、文化施設、公園等の主に市民が利用する公共施設を対象とします。

なお、イベントも対象となります。

- (2) 次の施設は除きます。

ア 庁舎

イ 小学校、中学校、幼稚園及びこども園

ウ 既にネーミングライツが導入されている施設（カルチャーパーク中央こども公園、カルチャーパーク野球場、カルチャーパーク文化会館、カルチャーパーク総合体育館、おおね公園、くずはの広場、はだのスポーツビレッジ）

- (3) 上記(2)の施設以外にも施設の特性、愛称名等によりネーミングライツの導入が適さない施設がありますので、事前に秦野市役所財産管理課に御相談ください。

- (4) 施設の概要については、本市ホームページで御確認いただくか、下記の問い合わせ先までお願いします。

※本市ホームページ

(www.city.hadano.kanagawa.jp/www/index.html)

3 募集条件

- (1) ネーミングライツ料

消費税額及び地方消費税額を含む年額で提案してください。

なお、施設ごとに希望価格を設定していますので、事前相談時に御確認ください。

また、ネーミングライツ料の代わりに、施設の維持管理を行うことによる提案も可能です。

(2) 契約期間

５年以上を希望しますが、御相談ください。

(3) ネーミングの条件

ア 法人名、商品（ブランド）名等を付けることができます。

募集する名称は施設の「愛称」であり、条例で定められた名称を変更するものではありません。

また、愛称の使用開始から一定の期間は、条例上の施設名称をカッコ書きにして、愛称を併記する場合があります。

イ 愛称は、呼びやすさ、親しみやすさを重視し、次に掲げるもののいずれにも該当しないように付けてください。

なお、提案いただいた愛称について、相談を行う場合があります。

(ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(ウ) 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれがあるもの

(エ) 政治性又は宗教性があるもの

(オ) 社会問題についての主義主張に係るもの

(カ) 対象施設で行われる他の事業の社会的な信頼又は公平性を損なうもの

(4) ネーミングライツ料以外の費用負担

施設名称の看板等の変更や新設に伴う経費、これらの愛称使用期間における維持修繕に要する経費（本市が日常管理で対応できる場合を除く。）及びこれらの愛称使用期間の終了に伴う原状回復に要する経費は、パートナーの負担とします。

4 応募資格

次の要件の全てを満たす必要があります。

(1) １年以上継続して事業を営んでいる企業又は団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと又は国若しくは地方公共団体から入札参加の停止処置を受けていないこ

と。

- (3) 秦野市暴力団排除条例（平成 23 年秦野市条例第 18 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業とされる業種若しくはこれに類似する業種の事業、貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業、法律に定めのない医療類似行為を行う事業、政治性若しくは宗教性のある事業又は公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律 154 号）の規定による再生・更生手続中でないこと。
- (6) 情報公開及び個人情報保護について、本市の施策に準じた対応ができること。
- (7) 市税等を完納していること。

5 応募方法

(1) 事前相談

事業者提案型での応募を希望する際は、応募する前に必ず事前相談を行ってください。

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までにあらかじめ電話連絡のうえ、秦野市役所財産管理課にお越しく下さい。その際にネーミングライツ事前相談申込書（任意様式）をお持ちください。

なお、事前相談が継続されパートナーが決定されたときは、その施設を募集の対象外としますので注意してください。

(2) 応募書類の提出

上記(1)の事前相談を行ったうえ、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに、秦野市役所財産管理課にお越しく下さい。

6 応募書類

本市ホームページ等で入手できるネーミングライツ申込書（第 1 号様式）に次の書類を添えて、提出してください。

※本市ホームページ（申込書のダウンロード先）

(www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1515150390840/index.html)

なお、応募書類の作成に要する経費は応募者負担とし、提出された応募書類の返却はしません。

- (1) 応募しようとする事業者等が行っている事業の概要が記載された資料
- (2) 社会貢献の実績を記載した書類
- (3) 登記事項証明書
※提出時に発行から3か月以内のもの
- (4) 直近1年分の決算報告書
- (5) 法人税、法人事業税、法人市県民税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

7 パートナーのメリット

- (1) 企業の広告宣伝ができます。
- (2) 地域貢献による企業イメージの向上を図ることができます。
- (3) 施設を利用した大会やイベントの企画ができます（実施については、本市との協議が必要です。）。
- (4) 契約更新に際しては、優先交渉権（契約期間満了後、パートナーが継続して契約する意向がある場合、他者に優先して本市と交渉することができる権利）があります。

8 愛称使用開始までの流れ

- (1) 応募（応募前の事前相談が必要です。）
↓
- (2) 審査
↓
- (3) パートナーの決定
↓
- (4) 契約締結
↓
- (5) 愛称使用開始

9 選定方法

(1) 審査委員会

パートナーの選定は、秦野市ネーミングライツ審査委員会において書類審査をします。

なお、応募のあった施設の事業者選定は、その施設への導入の是非判断、書類審査を経て事業者を選定します。

(2) 審査について

次に示した審査基準に沿って審査を行い、総合計により契約候補者を決定します。

また、「①応募価格」、「②契約年数」又は「③経営状況」の得点が0点となった場合及び「④応募の動機」から「⑦希望愛称名」までの得点の合計が配点の合計（50点）の2分の1に満たない場合は、総合計の得点にかかわらず不採用とします。

【審査基準】

審査項目	配点	審査内容等	備考
①応募価格	30	提案金額（年額）があらかじめ設定した予定価格の同額以上であれば、30点を付与し、提案金額がこれを下回る場合は、得点を0点とする。	
②契約年数	10	提案期間（年数）が5年以上であれば10点、4年以上5年未満であれば8点、3年以上4年未満であれば6点を付与し、3年未満の場合は、得点を0点とする。	
③経営状況	10	財務状況の健全性、企業活動の安定性を考慮して総合的に評価する。	
④応募の動機	10	ネーミングライツの目的に合致しているかを考慮して総合的に評価する。	
⑤企業理念	10	施設の特性と応募者の企業理念、事業内容等が合致しているかを考	

		慮して総合的に評価する。	
⑥ 地域貢献等	10	本社・事業所の所在地やこれまでの地域貢献に対する姿勢・実績、今後への期待等を考慮して総合的に評価する。	
⑦ 希望愛称名	20	愛称の親しみやすさ・呼びやすさ・分かりやすさ・施設の管理運営に支障が生じないか等を考慮して総合的に評価する。	

10 契約

審査において決定した契約候補者と契約締結に向けた協議を行い、協議が整ったときは速やかに契約を締結し、整わなかったときは、契約候補者との協議を終了したうえで、改めて募集を行います。

なお、契約締結後には愛称名、パートナー名、契約金額等の公表を行います（契約に至らなかった応募については、公表しません。）。

11 ネーミングライツ料の支払

ネーミングライツ料は、愛称を使用する期間の最初の年度分を愛称を使用する期間の始期までに、次年度分以降をその年度の5月末日までにお支払ください。

<問い合わせ先>

秦野市役所 総務部 財産管理課 財産管理担当

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電話番号：0463-82-5124

FAX番号：0463-84-5235

e-mail: zaisan@city.hadano.kanagawa.jp